

## 議案第 36 号

### 市道路線の変更について

道路法第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

亀山市長 櫻井 義之

#### 変更路線

認定番号	路線名		起点	終点	摘要
41040	板屋浄泉寺線	変更前	加太板屋 字板屋 5369 番2地内	加太板屋 字板屋 5299 番地内	国道の市道 移管に伴う 路線の変更
		変更後	加太板屋 字板屋 5370 番3地内	加太板屋 字板屋 5299 番地内	

#### 提案理由

市道路線の変更について、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。